

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長終了

2026/4

令和8年度税制改正により、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、教育資金管理契約に基づく信託等可能期間は延長されずに令和8年3月31日までで終了した。

これにより、令和8年4月1日以降は新規または追加の贈与を受けることはできない。ただし、令和8年3月31日までに贈与を受けた金銭については、引き続き教育資金として払い出すことが可能となる。

以上